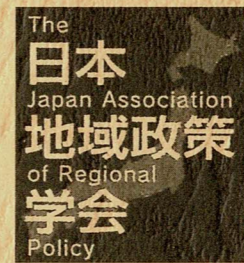


日本地域政策研究

2005.3 第3号



日本地域政策学会

男女共同参画基本計画への政策評価適用の現状

The Present Condition of the Applying Policy Evaluation to the Plan of Action for the Promotion of a Gender-Equal Society

中島由美子 (高崎経済大学・院)

Yumiko NAKAJIMA (Graduate School of Takasaki City University of Economics)

Abstract

In policy planning, the administration needs to think about many things. First of all, we need to consider the many desires of the citizens. Then, we need to identify which of those desires we can satisfy. Finally, we have to establish the target level of service supply; that is, we need to determine who is to be the beneficiary of the service, and how much of their resources this service will demand. And in order to improve the quality of a given plan in terms of its efficiency, effectiveness and validity, we need to develop a system of policy evaluation.

In the drafting stages of a given plan, policy evaluation can be used to clarify the necessity and relevance of the plan, and to identify possible positive and negative effects which could result from its implementation. Furthermore, after the plan has been implemented, policy evaluation can be used to confirm whether the initially hypothesized results are being actualized, and whether the objective of the plan is being achieved. Thus, by first carefully developing an appropriate plan, then by gathering the feedback necessary for the enforcement and further development of a plan, we can ensure the realization of a highly effective policy.

With these considerations in mind, I would like to examine the possibility of using policy evaluation as a way of ensuring administrations' effective implementation of the Plan of Action for the Promotion of a Gender-Equal Society as stipulated by the Basic Law for a Gender-Equal Society of 1999 and as a method fostering the development of gender-equal society. I would furthermore like to clarify the significance of and difficulties involved in this proposal.

目次

はじめに

- I. 男女共同参画基本計画策定の現状
 - II. 町村における男女共同参画基本計画策定経緯と政策評価導入の実態
 - III. 総合計画と男女共同参画の評価システムの類型について
 - IV. 男女共同参画の基本計画の事業の類型について
 - V. 男女共同参画の基本計画の事業の評価基準について
- おわりに

はじめに

日本国憲法をはじめとする多くの法律で男女平等が規定されていながら、男女平等社会の構築は進んでいない。その現状を打破するために平成11年に男女共同参画社会基本法(以下、「基本法」という。)が制定され、その目的達成のための手段を明記する男女共同参画基本計画(総合計画の基本計画と区別するために以下、「男女基本計画」という。)の策定が国・県などに義務づけられた。平成16年4月現在、すでに46都道府県は、「男女共同参画」等の名称を冠した計画を策定し、残りの1県についても平成16

年度中の策定を目指している。

しかしながら、その計画に基づく手段、すなわち事業を進めても、サービスの有効性や効率性といった観点から政策の質を高めない限り、男女共同参画社会の構築はのぞめない。本論文では成果をあげるべく、すでに男女基本計画に評価システムを適用している先進的な地方自治体の取組みを調査分析しその類型化を試みる。加えて、男女基本計画の実施計画（総合計画の実施計画と区別するために以下、「男女実施計画」という）の事業の類型化を行い、男女共同参画社会形成のための事業の特異性を導きだし、それらの過程より男女基本計画の実効性を測定する評価基準について考察する。

1. 男女共同参画基本計画策定の現状

基本法は、国並びに都道府県に男女基本計画の策定を義務づけるとともに、市町村での策定を努力義務とした。

この男女基本計画には、男女共同参画社会の形成を促進するため総合かつ長期的な施策の大綱を定めるものである。地方自治体の男女基本計画策定状況は、内閣府男女共同参画局が行った「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は、女性に関する施策の推進状況調査」によると、基本法制定後2年経過の平成13年8月1日現在において、すべての都道府県及び政令指定都市において、男女共同参画に関する計画を策定しているか、もしくは策定・改定作業を進めている、さらに37都道府県・11政令指定都市で、計画策定後のフォローアップも行っている。

一方、男女基本計画を策定している市町村（政令指定都市を含む）は629市町村であり、その数は毎年増えつつあるものの、全市町村の19.4%（12年度17.6%）にとどまっている。また、大阪府79.5%、東京都75.8%、神奈川県73.0%、埼玉県66.3%と、4都府県では、各管内市町村の6割以上で計画を策定しているのに反し、残りの33都府県では、その策定率が1割にも満たないなど、策定状況に大きな格

差が見られる。また、同じく策定が努力義務の全国2,554町村中、157の町村ではいち早く男女基本計画が策定済みとなっている。はたして、この努力義務であった町村の男女基本計画はどのようなプロセスで策定され、どのような政策評価導入の実態があるのだろうか。

市や町村には、昭和44年、地方自治法の改正に伴い、自治体の事務処理を総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想（総合計画）を定め、これに即して行うことが義務づけられている。その後、計画行政の名のごとく計画づくりのみに偏重する行政運営にシフトしていったが、近年、地方分権などで国からの交付金の削減並びに不況による自主財源の伸び悩みにより地方自治体は緊縮財政となり、経費節減はもとより、事業実施の優先順位や、実施事業の成果を問う行政運営を迫られつつある。都市部や一部の先進町村でも、これらに有効な手段として政策評価の導入が進められている。

そこで、筆者は男女基本計画策定の先進町村といえる157の町村に対して、計画策定の経緯と関係者の政策への関心の度合い、政策評価導入の有無や課題も含めたアンケート調査²を独自に実施にした。

II. 町村における男女共同参画基本計画策定経緯と政策評価導入の実態

1. 調査の目的

基本法制定後わずか2年足らずで、努力義務規定の男女基本計画を策定した先進町村の、男女基本計画の実効性³を確保するための試み、すなわち、町村制という最小の規模⁴で運営されている行政体が政策評価をどのようにとらえいかに導入したのか、または導入に向けてどのような課題が発生したのかを明らかにすることを目的とする。

2. 調査の方法

平成13年8月1日現在、策定済の全国157町村において計画への政策評価導入の状況と可能性について郵便等によるアンケート調査及び聞き取り調査を行

った。

3. 調査の結果

157町村中108町村より回答が得られた（回答率68.7%）。

主な結果として、計画策定の動機は、「首長の政策方針で策定決定」した町村が最も多く45.5%であった。同じく首長の男女共同参画政策への関心は82.4%で、その関心の理由も「本質的⁵な男女共同参画のまちづくりをめざして」が最も多く55.7%であった。それらと比較してこれらの町村の管理職層の関心は40.8%と低く、首長の政策方針に管理職の関心が高くない町村が半数近くあることが明らかになった。これらは首長の決定の執行に見合った認識が形成されていないことを意味するものであり、策定・実施過程において不断の情報と学習機会が提供されなければ計画の目的達成に大きく影響を与えるものと考えられる。

また、既存の総合計画と男女基本計画の整合性については、総合計画が、市町村の最上位に位置する計画となることから、男女基本計画を総合計画の下位計画として位置づけている町村は78.7%であった。下位計画に位置づけた場合、計画の見直しなど総合計画の計画期間とリンクしていることが好ましいと考えられるが、やはり、それらの町村も「期間はリンクしている」との回答が45.6%で、「現在は別々だが次回の改定で合わせる予定」の6.8%と合わせて半数を超えた。しかし、下位計画として位置づけていても、「計画の期間を特に合わせる考えはない。」という町村が30.1%もあることについては、1つの課題として取り上げなければならない。

なぜなら、総合計画は、法に基づいて全市町村が策定している⁶と思われるが、総合計画と下位（個別）計画の間に体系的な整合性が確立されていない自治体が少なくなく⁷、上記結果にも示されているように、現行縦割り行政のもとでは、その必要性が明確にされない向きがある。これは、政策の実効性を測定する政策評価導入の観点の問題の1つである。

次に男女実施計画と評価についての問いでは、男女実施計画を作成している町村はわずか31町村28.7%であった。他の町村の計画は、政策・施策までしか構築されておらず、政策の達成手段（事業）を欠いていた。一部ではあるが男女基本計画は基本理念を表す指針であり、事業を持たないと明言している自治体もあった。このことは、男女基本計画の性格の誤解である。また、男女基本計画に評価の項目があるか否かの問い⁸についても、上記に見られるように多くの自治体で計画書の考え方や、評価の概念が同じでないことがわかった。

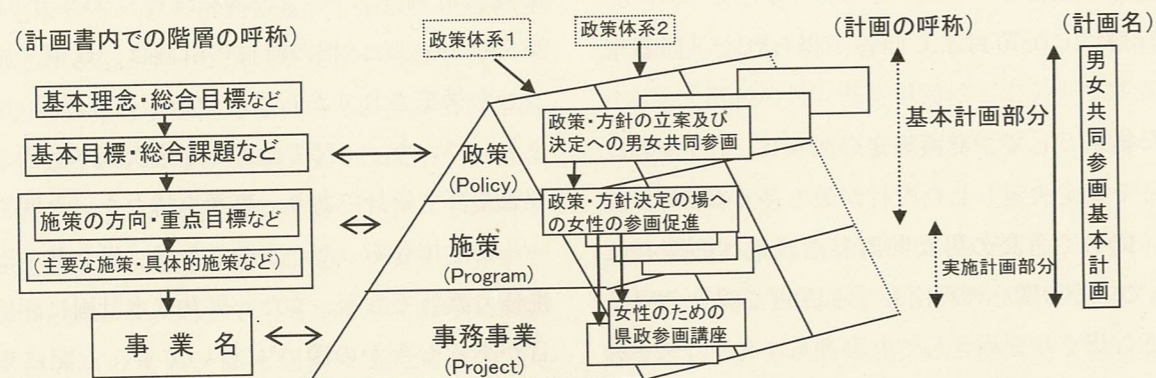
III. 総合計画と男女共同参画の評価システムの類型について

自治体の総合計画は、計画の策定に多くの時間を費やす一方、運用が軽んじられる、計画づくり偏重ともいえる傾向があったが、近年では計画の実効性を確保するために、管理、評価に力を入れることが必要不可欠な課題となっている⁹。男女基本計画においても然りであり、男女基本計画の評価システム開発に大きな関心が寄せられている。

そこで、本項では、町村での政策評価導入の状況や課題を踏まえ、それらを補完することを目的として、すでに評価を適用している県や市などの基本計画を収集し、それらの特徴を分析把握することを通じて評価システムの類型化を行うこととした。

しかし、調査を行った自治体が考える計画の性格や評価の概念に誤解があることから、男女基本計画の評価システムを類型化する前に、総合計画などで政策評価を行う際の、基本となる政策の考え方について整理しておきたい。政策は、「政策（狭義）」→「施策」→「事務事業」というように階層的に構成され、一般に、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成されているものととらえられている。政策評価を実施するに当たっては、評価の対象となる施策の目標を具体化しなければならないが、そのためには、当該施策について、どのような目的（政策（狭義））の下にどのような

図1 男女共同参画の政策体系のデザイン



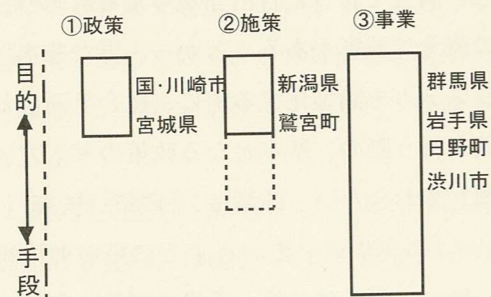
(注) 図中の政策は狭義の政策である。政策体系1の記入は政策から事務事業までの具体例。

(出所)筆者作成

手段(事務事業)を用いて実施するのかという、政策体系上の位置づけを明確にすることが重要である。(政策体系のイメージについては図1のとおり整理した)。以下で、策定済みの計画がこの図1の体系のとおり策定されているかについて検証を加えながら、図2のモデルに従って各自治体の評価システムを類型化した。

まず、図の横軸には、男女基本計画の評価の対象となる①政策(狭義)・②施策・③事業をとり、縦軸には評価に適用される評価基準をとる。縦軸には、目的レベルでの有効性を把握するための評価指標から、手段レベルでの効率性を把握する評価指標までを位置づけることにする。

図2 男女共同参画基本計画の評価システムの類型



(出所)筆者作成

①の、評価を政策レベルで行っているのは、国・川崎市などである。国は『男女共同参画基本計画』に対して政策評価法第7条に基づき「平成14年度内閣府本府政策評価実施計画」¹⁰(以下、「評価計画」

という。)を定め、この計画の中で、評価対象の政策及びその方法についてのルールを決めている。この評価計画では、評価方法は事後評価と定められており、その中に男女共同参画を対象としていると思われる「政策名」が2つ掲げられている。第1に「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」と、第2に「女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組」となっており、これは、評価計画の2-(1)で定められている。

また、この計画の実効性を確保するために、大沢(2002)は、計画の政策体系が首尾一貫されているか否か、また、計画実現の度合いがどのように評価されるべきかに言及し、計画実現の度合いの評価として政府の自己評価である男女共同参画白書がその役割を果たすべきことを指摘している。

川崎市については、現在は、政策課題に対しての評価を行っているが、今後は事業レベルまでの評価の展開が予定されている。そして、現在の『川崎男女平等推進プラン』は政策の体系を三階層とし、市民が男女共同参画の進捗状況を把握可能となる「尺度」として『かわさきジェンダー指標』を作成した。このジェンダー指標は川崎市が男女共同参画施策の最重要課題として、社会構造上の問題を明確にし、社会システムをジェンダーに敏感な視点で変革していくことを目的として作成された。この指標を用いて事業レベルでの評価を目指している。

宮城県については、事例の中で唯一、総合計画の中で掲げた男女共同参画政策について評価を行っている。

実は、宮城県は、平成10年3月に『みやぎ男女共同参画プラン』を策定して施策を推進してきたが、平成13年度に「行政活動の評価に関する条例」を制定し、その条例に基づき、県民の制度への信頼確保、評価への県民参加を実現するために、毎年「県民意識調査」の形で評価を行っている。総合計画の中の政策名は「男女共同参画社会の実現と全ての人が参加できる社会の形成」で、4つの施策を持っている。評価の形態は、広く県民4,000人を対象に行う「一般県民満足度調査」と、施策等の受益者対象の「対象者満足度調査」、学識経験者や市町村職員などの852人の有識者対象の「有識者満足度調査」の3つを組み合わせで行っている。この事例では、平成13年8月に施行された宮城県男女共同参画推進条例により、平成15年3月策定の『宮城県男女共同参画基本計画』と、総合計画中の男女共同参画政策との一体的な評価の必要性が明らかになっている。

②の、評価を施策レベルで行っているのは新潟県と鷺宮町であり、新潟県については、『新潟 新しい波 男女平等推進プラン』の事業を集約した基本事業すなわち、12の施策を対象として目標レベルの指標を22個設定し、それぞれ平成17年度を目標年として目標値を定め評価を行っている。図中、手段の方向に向かって点線で伸びているのは、すでに手段レベルでの評価の必要性が導き出され、目指しつつあることを意味している。

鷺宮町の『わしのみや男女共同参画プラン』については、13の主要課題、36の施策の方向、106の具体的施策があり、具体的施策レベルで実施年度の項目についてのみ評価し、進行管理を行っている。

③の、評価を事業レベルで行っているのは群馬県・岩手県・日野町・渋川市などで、当該政策(広義)の政策目的((政策)狭義)・目標(施策)・手段(事業)を明らかにし、どのような手段を用い

て実施するのかという事業レベルを対象としての評価を行っている。

岩手県は、『いわて男女共同参画プラン』の計画の着実な推進を図るために、適切な進行管理が必要であるとして、男女共同参画推進会議や女性施策懇談会において、毎年、計画に基づく主要施策の実施状況や数値目標の達成状況を点検している。さらに、社会情勢の変化や女性を取り巻く諸問題の動向に柔軟に対応する必要があるとして、必要に応じて計画の見直しを行うこととしている。実際、平成13年度に実施された、「いわて男女共同参画プランの主要な指標の点検・評価」でまとめられた点検結果の中で、点検方法は、総合計画に掲げる主要な指標等を対象とした「政策評価基準」によるとしているが、評価基準が完全に確立されていないことを上げて評価項目の中でも特に平成17年度の目標値に対する達成状況を表す項目として事業レベルでの到達度について評価を行っている。

日野町については、『ひのパートナープラン21』で125の事業で実施計画が策定されており、計画の実施時期に対して「今後も継続」、「今後充実・拡大していく」、「〇〇年まで事業継続予定」、「今後新たに実施」などの4段階で評価し進行管理を行っている。

渋川市においては、『しぶかわ男女共同参画プラン21』の総事業数138中、99事業についての評価を、総合計画の評価の考え方をそのまま用いて平成14年度に試行しており、計画の実効性が測定できるシステムの開発に取り組んでいる。

群馬県においては、『ぐんま男女共同参画プラン21』で、213のプラン構成事業に対して、男女共同参画の評価指標を総合的に設定し、独自の評価システムを構築し稼働させた。

なお、前項の調査対象町村で図1の政策体系1の三階層を伴っていないものは78町村あり、この場合には①②の政策(狭義)もしくは施策の階層へ評価を適用しなければならない状況となっている。同じく③の自治体に該当するのは30町村で、これらは実

実施計画を持つことから事業レベルに評価を適用させることが可能であることがわかった。

次項では、実施計画部分を持っている町村の事業数などから事業の類型化を提示し、評価対象を事業レベルとして最多の評価を試行した具体的な事例として群馬県の『ぐんま男女共同参画プラン』の事業と評価システムを分析する。

IV. 男女共同参画の基本計画の事業の類型について

実施計画を策定している30か町村の事業数に注目してみると、まず、年度別に策定しているので事業数が確定していないのが東海村1村だけであり、他は、事業数1～30未満が吹上町、西原町、尾上町、巻町、作東町、福岡町、氏家町、南河内町、玉川村、櫛形町の11町村であり、30～60未満は、八東町、大和町、門川町、寒川町、山陽町、下部町、石和町、木津町、相良町の9町村であり60～100以下は、萩原町、福岡町、白岡町、宮之城町、東出雲町、野洲町の6町村であり、100を越えているのが日野町、東城町、東部町、愛川町、の5町である。

各町村の予算規模を把握していないが、町制施行の条件や、努力義務となっている男女基本計画を既に策定していること、さらにその計画の手段である実施計画まで持ちえていることから考えると、この事業数の違いはなぜ生じるのだろうか。事業数の違いに注目して、これらの町村の事業を概観すると、数の大小はあるものの、いずれも男女基本計画が持つ政策体系にそってバランスよく事業が配置されている。数の少ない町村では、参画率に重点をおいてピンポイントで進めるための事業を掲げていることがわかる。また、数の多い町村は、それぞれ主要な施策にそれぞれ住民の意識改革のための講座や、啓蒙のためパンフレット作成を掲げているため事業数が多くなることがわかる。調査の項目の中でその他の欄にこの事業数も踏まえた、男女基本計画書のあり方について職員がつぶやくように書かれていたのが注目を引いた。

それは、特に、県内66.3%の市町村が策定済であった埼玉県内の担当職員の声である。「基本法などの追い風を受けて計画を策定したが、どこも隣町の計画に似たか、よったかでこれで男女共参画が進むと思えない。」とある。男女実施計画を持ち事業を掲げている町村の声である。

これは、町村の職員の政策能力に由来するものでなく、この男女基本計画策定の根拠となる基本法に由来するものでなかろうか。基本法の前文で「日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等が…男女平等の実現に向けて様々な取組が…着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。」また、基本法の制定意義に対して平成11年5月の参議院総務委員会での質疑で、時の内閣総理大臣官房審議官は、「男女共同参画社会を実現していくために多くの分野で整合性をとった施策を講じていくことが必要…基本法を制定いたしまして、国民合意のもとに…形成の促進に係ります基本理念を明らかに…」と回答しているが、本当に基本理念は明らかになっているのであろうか。

なぜなら、同じく参議院総務委員会での野中官房長官は、「…男女共同参画社会は、男女平等を当然の前提とした上で、さらに男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮すること…」と答弁している。このことは、男女共同参画基本計画として「現状が男女平等社会である」として事業を展開するのか、それとも、「現実の男女平等でない社会を男女平等にするための事業を展開して、その後の男女平等社会で各人の個性に基づいて能力が発揮できる社会を形成する。」のかが、明らかにされていない。このような状態で、事業を展開すると何を指標とするのか、また、その指標の目標値をいかに定めるのかが明確にできないのではなかろうか。

以上のことから、この計画の評価システムで扱う事業はすべて同質のものでなく、それぞれの目的に応じた区分が必要である。そこで本稿では、事業の分類を下記の表1のとおり設定し、同じ事業であってもどの分類の事業として位置づけるかを考えてみ

表1 男女共同参画基本計画事業の目的別類型

分類名	目的	具体的な事業名
積極的事业	結果の平等	・女性の管理職の登用促進 ・男女共同参画推進責任者の設置 ・女性のための県政参画講座
支援事业	手段による平等 機会の平等	・延長保育の推進 ・男性の育児休業取得推進事業 ・ファミリー・サポート・センター設置支援
配慮事业	共同参画の意識付け	・上記の二つの分類に該当しないすべての事業。(事業の計画・実施の過程で男女がどのようにかかわったを意識させる。)

(出所) 筆者作成

ることにする。

まず、基本法第11条に規定された、①積極的事业として、男女不平等の格差を積極的に改善する事業。これは、前述する男女平等を当然の前提とする、実質的な結果の平等を求める事業とする。また、②としては同じく基本法で男女共同参画行政が総合的に行われる必要を基本計画に規定しなければならないことから、手段による平等と、機会の平等を求める支援事業をあげる。さらに、③としては共同参画の意識を持って推進する配慮事業をあげる。

この3分類について、図1の政策体系デザインで具体例として上げた群馬県の『ぐんま男女共同参画プラン』基本目標Ⅱの「政策・方針の立案及び決定への男女共同参画」の「女性のための県政参画講座」事業をあてはめてみることにする。この事業を①の積極的事业とみなすと、その評価指標は、「受講者がその後、県政などの意思決定の場に参画した人数」などとなり、結果の平等を目指す事業となる。しかし、②の支援事業に位置づけた場合には、講座の開催数、講座の受講者数などがその評価指標となり、共同参画を支援する事業となる。次に、②の支援事業に位置づけた「男性の育児休業取得推進」事業の場合、この評価指標は男性の育児休業の取得者数や、育児休業取得者のいる企業の数などが考えられる。このように、目的別にピンポイントで事業を計画・実施し、参画期間内にその改善目標とする格差の是正を積極的にいか行うかが明らかになる。

さらに、事業の特異性について分かり易い具体例としては、「配偶者等からの女性への暴力(DV:

Domestic Violence) 防止」という事業である。

これは、国はDVが犯罪であるという法律を制定した。それを受けて、地方自治体は男女共同参画事業として相談窓口を開設し、その相談事業の成果を、相談件数という評価指標で測定しようとするが、相談件数は、瞬く間に増えて¹²その事業の成果が上がったことになる。本来の男女共同参画から考えると、行政サービスを行ったのにもかかわらず、DV被害者が多いことが明らかになり行政が対応しなければならない問題がそこに顕在化してきたことになる。すなわち、この種の事業は、相談件数というoutputではなく、被害に遭った女性が、その相談により被害を受ける状況がどのように改善されたというoutcomeの評価指標で測定する必要が出てくる。

V. 男女共同参画の基本計画の事業の評価基準について

筆者は、これまで、基本計画への政策評価適用の現状を調査・分析し、男女共同参画の政策体系をデザインするとともに、既存の評価管理システムと計画事業の類型化を介して、男女共同参画基本計画の実効性を確保するために、事業の特異性を明確にするための評価基準が必要であると考えた。

それは、計画の名称である男女共同参画が、基本法制定時に生まれた造語であり、国は男女平等を当然の前提として制定している¹³が、現実社会は男性も女性も平等とされる状況にないことは明白である。

この平等を公平性・公正性の基準として考える

と、丸尾直美他(1979)は、公正性について「公正という概念は、効率ということよりも、より強い価値判断を含む概念であるから、それを客観的に規定する尺度とそれに関する社会的合意の形成は、いっそうの困難を伴うであろう。」と述べている¹⁴。さらに、平等(公平)という言葉からイメージされるのは、半々または、同数(社会の構成員の間で偏りが無い)という考え方であるが、審議会等の委員の参画目標値を50%と掲げる自治体はほとんどない。

なぜであろうか、丸尾他(1979)は、福祉の便益や費用を、社会を構成するすべての人に一律均等配分することが公正であると考え人はほとんどおらず、他方、分配に何か著しい格差を認める場合には、そのことが社会全体の立場から正当化される十分な根拠がないかぎり、人々はこれを不正であると感じ、正当化できない格差の是正や解消を迫るとしている。

ともかく男女不平等については、十分な根拠が明確にできないという特性が存在し、男女共同参画を客観的に規定する尺度(基準)とそれに関する社会的合意の形成に困難を伴う。それは、意思決定の場への参画率が、男女にとって著しく公平でない状況は当然目視できても、そのことが女性にとって本当に不平等であるという現実を、住民自ら認識することが容易でないからである。

おわりに

この不平等を住民自らが容易に認識し、これらを是正するため、すなわち、基本計画の実効性を確保するためには、男女共同参画の進捗状況を客観的に検証し、効果的な進行管理を行わなければならない。

既存の総合計画は、公共性基準に基づき効率性・公正性・公平性・安定性・参加性などで有効度を評価しているが、事業の種類でわかるように男女共同参画基本計画の評価基準は、それらに加えて、いまだ是正されない男女共同参画の格差を認識するための価値基準が必要であり、それをういた評価が行わ

なければならない。それらは、『神奈川県女性の地位指標』や『かわさきジェンダー指標に関する報告書』などにみられるような、女性の地位の現状や変化を客観的、数量的に明らかにし、基本計画の進捗状況や男女共同参画の達成度を的確に評価するための指標である。

今後は、上述したような公平性のあり方を深く追求し、男女不平等を明確にするための、「平等指標」、「地位指標」「参画指標」などで新たな指標設定の実現化を課題として取り組みを進めていきたい。

謝辞

調査にご協力をいただいた108の自治体の担当者並びに、各県の担当者の方にはヒアリング等資料提供に応じていただきました。心より感謝を申し上げます。心より感謝を申し上げます。心より感謝を申し上げます。なお、本稿における誤りは筆者に帰するものです。

- 1 齊藤達三(1994)1-3、計画の策定に偏重し、その実効性の確保に力を入れない状況が長年の懸案である。
- 2 報告者が独自に悉皆調査する。「男女共同参画基本計画に関する考え方評価及び進行管理調査」(平成14年9月)
- 3 「実効性」については、齊藤(1999)が指摘するように、計画された内容が、どのように実現されたかに着目した概念であり、実際に計画の実行の結果から生み出された効力(効果)をさす。
- 4 最小の規模で運営できる内容であれば、それ以上の行政規模、すなわち同じ努力義務の市区であっても導入可能と考え、町村のみの悉皆調査とした。
- 5 21世紀の最重要課題の一つとして、総合的かつ計画的に男女共同参画を進めること。
- 6 詳細については、打越綾子(2004)17-18を参照。
- 7 詳細については、打越綾子(2004)1-5 28-29、政策分野別基本計画の分析枠組み参照。
- 8 評価の項目があるとの回答は4町村(3.7%)。
- 9 総合計画の現況と課題については齊藤(1995)p10-15を参照。
- 10 http://www8.cao.go.jp/hyouka/h14_jissi.pdf
- 11 男女共同参画基本法第2条2の積極的改善措置。
- 12 群馬県女性相談センター資料より
- 13 男女共同参画社会基本法の英語訳名は、「Basic Low For Gender Equal Society」など。
- 14 赤沢昭三 桜井等至 丸尾直美『総合福祉経済学』好学社、1979年 18-19

【主要参考文献】

1. 齊藤達三『総合計画の管理と評価』勁草書房(1994)
2. 赤沢昭三 桜井等至 丸尾直美『総合福祉経済学』好学

社(1979)

3. 中島由美子「男女共同参画基本計画への政策評価適用の可能性について」、『地域政策研究』5-4号、高崎経済大学地域政策学会(2002)
4. 宮川公男「会計検査院への期待の高まりに寄せて」、『会計検査院研究』第16号(1997)
5. 齊藤達三(1999)『実践自治体政策評価』ぎょうせい
6. 齊藤達三(1995)『地域経営のための事業別予算入門』ぎょうせい
7. 龍慶昭/佐々木亮(2000)『「政策評価」の理論と技法』多賀出版
8. 山谷清志(1997)「政策評価の理論とその展開」晃洋書房
9. P.H. Rossi, H.E. Freeman(1999) Evaluation: A Systematic Approach, Six Edition, sage
10. 『Empowerment Evaluation』1996 David M. Fetterman Shakeh J Kaftarian Abraham Sage Publications, Inc.
11. 総理府(1999)『男女共同参画白書』大蔵省印刷局
12. 大沢真理編集代表(2002)『21世紀の女性政策と男女共同参画社会基本法<改訂版>』ぎょうせい
13. 打越綾子『自治体における企画と調整』(2004)日本評論社
収集資料「いわて男女共同参画プラン」他70地方自治体基本計画書

(受付:2004.10.31 受理:2004.12.15)